雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用政策課労働移動支援室

１．改正の趣旨

○　令和６年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、被保険者の雇用を在籍型出向により維持するため、被保険者を送り出す事業主及び当該被保険者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース奨励金）について、その期限を延長するため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号）の改正を行う。

２．改正の概要

○　令和６年 12 月 17 日に創設した産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース奨励金）については、出向先事業所において従事する期間（以下「出向期間」という。）を令和６年 12 月 17 日から令和８年 12 月 31 日までの間とする出向契約を締結し、１か月以上２年以下とする在籍型出向を実施した場合に支給対象としている。

今般、七尾公共職業安定所及び輪島公共職業安定所の管轄区域の状況等を踏まえ、支給対象となる出向期間を１年延長し、１か月以上３年以下とする措置を講ずる。

なお、当該出向期間の末日が令和９年 12 月 31 日よりも後にあるものについては、令和９年 12 月 31 日までの期間を助成対象とする。

○　出向元事業主の要件に、事業所の業務再開を図るための計画を整備していることを追加する。

○　また、令和９年１月１日以降に初めて出向計画を提出する出向元事業主について、助成率を２分の１（中小企業事業主については３分の２）に引き下げる。

○　その他所要の改正を行う。

【現行制度の概要】

令和６年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元事業主及び出向先事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成する。

（支給額）

	中小企業	中小企業以外
助成率	４／５	２／３
上限額	9,110 円／１人１日当たり	
支給対象期間	１か月～２年間	

３．根拠条項

○　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第２項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月下旬（予定）

○　施行期日：公布の日